

中町道の駅指定管理者選定審査会規則をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十九号

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び別表中「未成年後見人」の下に「（貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあつては、その者の生計を維持する者）」を加える。

第一号様式中

	8		
年			

月	日		
を			
	8		
貸与申請者が成年に達し生計を維持する者			

	年	月	日				
した場合又は成年の場合にその者の生				氏名			

「□世帯全員の住民票（住民票謄本、続柄欄の省略のないもの）」

「□世帯全員の住民票（住民票謄本、続柄欄の省略のないもの）
」を
（生計を維持する者が別世帯の場合は、その者の住民票が必要です。）」
に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。